

平成 2 9 年度

第 1 回

# 鹿児島市青少年問題協議会

日時：平成 2 9 年 6 月 2 7 日（火） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

場所：青年会館 第一・二・三研修室（市教育総合センター 3 階）



平成29年度 第1回鹿児島市青少年問題協議会開催要項

平成29年6月27日  
青 少 年 課

1 趣 旨

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策を総合的に推進するため、青少年健全育成に関する主な施策等を審議する。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を図る。

2 日程及び会順

(1) 日 時 平成29年6月27日(火) 13:30～15:00

(2) 場 所 市教育総合センター 青年会館 3階 第一・二・三研修室

(3) 会 順

ア 委員紹介 . . . . . 13:30

イ 開会のあいさつ . . . . . 13:40

ウ 協 議 . . . . . 13:45

- ① 青少年問題協議会の設置等について
- ② 前年度協議内容について
- ③ 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について
- ④ 平成29年度の協議テーマについて
- ⑤ 専門委員会の設置(案)について(前年度専門委員会の報告)
- ⑥ 平成29年度青少年問題協議会の会議計画(案)について
- ⑦ その他(情報・意見交換)

エ 閉会のあいさつ . . . . . 14:55

## 平成29年度 青少年問題協議会委員

選出区分	団体	役職	氏名	
学識経験者 14人	大学	鹿児島大学・附属教育実践センター	副学長・センター長	武隈 晃
		鹿児島国際大学	教授	西原 誠司
		志学館大学	教授	松田 君彦
	学校	市小学校長会（春山小学校）	代表	中田 眞弓
		市中学校長会代表（星峯中学校）	代表	迫田 孝志
		鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会	会長	松高 全一
	関係団体	鹿児島県専修学校協会	副会長	手嶋 節子
		校区まちづくり協議会	福祉部長	坂尾 加代子
		(社)鹿児島青年会議所	地域室 委員会委員長	有村 雅憲
		南日本新聞社編集局	論説委員	海江田 由加
		市PTA連合会	副会長	田場 学
		市あいご会連合会	校区代表	柿原 由美子
		市民生委員児童委員協議会	地区会長	坂元 妙子
		薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会	会長	川島 葉留美
公募市民 2人		公募市民		瀧川 憲洋
		公募市民		黒木 さと子
関係行政機関の職員 9人		市教育長	教育長	杉元 羊一
		鹿児島労働局職業安定部	訓練室長	和田 滋
		県警察本部生活安全部少年課	課長	堤 章一
		鹿児島地方務局人権擁護課	課長	吉村 和浩
		市市民文化部	部長	田畑 浩秋
		市子ども未来部	部長	中野 和久
		市人権啓発室	室長	平田 哲治
		市教育委員会教育部	部長	中崎 新一郎
		市学校教育課	課長	谷口 幸一郎

## 平成29年度 鹿児島市青少年問題協議会幹事

選出区分	団体	役職	氏名	
関係各課 9人		広報課	課長	大山 かおり
		地域振興課	課長	二宮 雅人
		男女共同参画推進課	部長参事	大野 正道
		子ども福祉課	課長	伊瀬知 俊一
		人権啓発室	主幹	井手上 康子
		学校教育課	主幹	中村 武司
		保健体育課	課長	米森 基
		生涯学習課	課長	吉松 健二
		青少年課	課長	山下 敦宏

○鹿児島市青少年問題協議会条例

昭和42年4月29日

条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する満20歳以上の者で公募に応じたもの

(3) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年12月26日条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成26年3月18日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

# 会議等報告

平成28年6月1日

件名	平成28年度第1回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	平成28年6月1日(水) 9時30分～11時		
場所	市教育総合センター3階 青年会館1・2・3研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 25人(欠席2人)		
市出席者	委員： 教育長、市市民文化部長、市子育て支援部長、市人権啓発室室長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長(学校教育課長) 幹事： 広報課長、地域振興課長、男女共同参画推進課長、こども福祉課長、人権啓発室係長、学校教育課主幹、保健体育課長、生涯学習課長 事務局： 青少年課長、青少年課3人		
会次第	1 委嘱状交付 2 会長、副会長選出 3 開会のあいさつ 4 前年度協議内容等について 5 協議 (1) 平成28年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について (2) 平成28年度協議テーマについて (3) 専門委員会の設置について (4) 平成28年度青少年問題協議会の会議計画(案)について (5) その他(情報交換) 6 閉会のあいさつ		
主な決定事項	<input type="radio"/> 平成28年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について <input type="radio"/> 平成28年度協議テーマ設定、専門委員会の設置について <input type="radio"/> 平成28年度青少年問題協議会の会議計画(案)について		承認 承認 承認
主な意見等	<input type="radio"/> 平成28年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育と福祉の連携とは、具体的にどのようなことを指すのか。</li> <li>→ 福祉部門と教育委員会の連携は、保護課やこども福祉課との連携を図ることである。特に、家庭への支援が必要な場合には、教育委員会配置のスクールソーシャルワーカーが、関係機関とつなぐ役割を果たしている。</li> </ul> <input type="radio"/> 平成28年度協議テーマ設定と専門委員会の設置について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議テーマを施策2『学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進』の中の「ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか」と設定した。</li> <li>・ 携帯電話、スマートフォンの問題について、PTA等と連携して進めているが、善悪の判断を含め、時間をかけてやっていく必要を感じている。</li> <li>・ 学校で何か問題を起こすような子どもでない子どもでも、ネットの問題となると、やってしまうことがある。子どもは知識としては、「やってはいけない」と知っているが、実際に行動に起こしてしまい、問題となるケースがある。</li> <li>・ 高校入学のお祝いに携帯を買ってもらう子どもが多いので、合格者集合の際に、話をするようにしている。一方で、携帯で模擬試験の自分のデータを一定期間見られるということもあり、その活用の仕方を考えていくべきだ。</li> <li>・ KYT(危険予知トレーニング)の観点からも、スマホの問題を考える必要がある。親は子どもの鏡であることを自覚して対応していく必要がある。</li> <li>・ 万引きや自転車盗にネットが関連している。一般的な街頭補導では見えにくくなっており、援助交際など、ネット型の非行が増えてきている。</li> <li>・ 子どもは「関係」を通して育っていくので家庭での会話が特に大事である。</li> <li>・ 20代、30代の世代の親は、あまり携帯電話の指導を受けずに、もたされた世代ではないか。その世代への啓発も考えていく必要がある。</li> <li>・ 子どもの貧困との観点から、青少年の健全育成について考えていきたい。</li> <li>・ 携帯で、家にひきこもってしまうことで、しかるべき体験ができていない。</li> <li>・ 薬物の問題にしても、今はネットで簡単に手に入る。ぜひ薬物防止キャラバンカーの活用を図りながら、子どもたちに薬物の怖さを伝えてほしい。</li> </ul>		

# 会議等速報

平成29年2月22日

件名	平成28年度第2回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	平成29年1月31日(火) 9時30分～11時		
場所	市教育総合センター3階 青年会館1・2・3研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 25人(欠席2人)		
市出席者	委員： 教育長、市こども未来部長、市人権啓発室室長、青少年補導センター運営協議会会長(学校教育課長) 幹事： 広報課長、地域振興課長、男女共同参画推進課長、こども福祉課長、人権啓発室係長、学校教育課主幹、保健体育課長、生涯学習課長 事務局： 青少年課4人		
会次第	1 開会のあいさつ 2 第1回協議会内容について 3 協議 (1) 平成28年度青少年問題協議会の会議経過について (2) 平成28年度青少年健全育成事業等の実施状況について (3) 専門委員会報告等について (4) 平成29年度青少年問題協議会の活動計画(案)について (5) その他(情報交換) 4 閉会のあいさつ		
主な決定事項	○ 平成28年度青少年問題協議会の会議経過について ○ 平成28年度青少年健全育成事業等の実施状況について ○ 青少年問題協議会専門委員会の報告について ○ 平成29年度青少年問題協議会の活動計画(案)について		承認 承認 承認 承認
主な意見等	○ 平成28年度青少年健全育成事業等の実施状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新成人のつどい」における新成人の態度がよく、特に実行委員の姿勢が素晴らしかった。日頃からのボランティアにおける取組がその姿に表れていた。改めて、異年齢集団のもつ教育力の重要性を感じた。</li> <li>・ 「こころの言の葉」の内容に感動した。今後、いろんな場でさらに広報していく必要がある。</li> </ul> ○ 専門委員会報告について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット世代の人間関係力として挙げられている「関係をつくる力」、「関係を修復する力」、「助けを求める力」、「関係を調整する力」は、子ども達にとって、今、つけていけないといけない力である。</li> <li>・ ネットで問題となっていることの根底に、「親子のコミュニケーションの問題」があり、親子間での会話や子どもを褒める場面を増やしていく必要がある。</li> <li>・ 子ども達に「あいさつをする」こと、「あいさつをし続ける」ことが重要である。</li> <li>・ 子ども達の可能性を表面だけを見て、その子を判断してしまいがちであるので注意していきたい。じっくりと子どもたちと付き合ってみて、その子のよさが分かってくる。子どもたちの可能性は、悪い所を見る以上に、その子どもたちの「よい所」を見ていくことが大事で、どの子どもが「どう変化したか」を見るのがとても重要である。</li> <li>・ あいご会を通じて感じることは、保護者として関わって、子どもに保護者の一生懸命する姿を見せていくことが大切である。</li> <li>・ 「情報を取捨選択する必要がある」ことは、子どもだけでなく、大人の世界でも必要である。今、「信じたいものだけ」を信じるという部分が強く、危険性を感じる。</li> </ul> ○ 情報・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれの立場で専門性や持てる力を結集することが大切であり、子ども達にとって「切れ目のない保障」をしていくために、「垂直の関係」や「ななめの関係」を構築していくことが重要である。</li> </ul>		



## 平成29年度 青少年健全育成に関する主な施策等（案）

### 1 基本方針

青少年が心身ともに健やかに成長することは、青少年自身の課題であるとともに、すべての大人の責任でもある。このような認識のもとに、これからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、青少年一人一人が「生きる力」を身に付けるために、家庭では親が、地域社会では大人が子どもと真正面から向き合うことが大切である。

そこで、鹿児島市の教育を考える市民会議提言等の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、それぞれの教育力を発揮する中で、本市の教育的伝統や風土を生かした教育を推進し、市民総ぐるみで、「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』」を育成するものとする。

### 2 主な施策

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上
- (2) 学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進
- (3) 青少年の地域活動や団体活動の促進
- (4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進
- (5) 関係機関・団体相互の緊密な連携

### 3 重点事項

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上に努める。

〔視 点〕

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることを踏まえて保護者は、人生最初の教師となることの自覚と責任をもって家庭教育の充実に努める。

〔重点事項〕

ア 家庭の教育力の充実

イ 明るく健全な家庭づくり

- 親子で「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣の育成に取り組んだり、地域行事やボランティア活動、人や自然と触れ合う外遊びや体力づくり等の諸体験活動に積極的に参加したりすることにより家庭の教育力向上に努める。
- 家族が、一緒に食事をして、一日の出来事を語り合ったり、毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」に取り組んだりするなど、だんらんの中で親子や兄弟の温かい人間関係づくりを進め、家族のふれあいを大切にし、家族のきずなを深める。
- 家族の一員として、子どもに仕事や役割をもたせる。
- 子育てには父親の役割が重要であることを認識し、父親の出番を積極的につくる。
- いじめや不登校をなくし、明るく楽しい学校生活を送るための実践を呼びかけたり、標語やポスターを有効に活用したり、家族でわが家の家訓などを話し合ったりする。
- 家庭教育学級や子育て講座等の充実に努め、家庭の教育力を高める。

(2) 学校と家庭・地域が連携して心の教育を推進する。

〔視 点〕

学校と家庭・地域（企業等含む）が連携して、道徳教育や人権教育を推進し、相互の人間関係を深め、心の教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と家庭・地域が連携した諸事業の推進

- 学校では、一人一人の個性を尊重し、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性や、生命を尊ぶ心の育成に努める。特にいじめ問題については、いじめは、絶対に許されない行為であるとの認識に立って1件でも早く発見し、1件でも多い解決を図る。
- 学校では、分かる授業を心掛け、理解の状況に応じた支援・指導の充実に努める。
- 家庭では、「おはよう」と元気よく声かけをしながら、子どもと「握手」をするなど一日の生活に希望と夢をもつ場と機会をつくる。
- 地域では、青少年の「心の支え」となるようなボランティア活動や伝統行事の場と機会の拡充に努めるとともに、子どもの「人間関係づくり」や「心の交流」を一層推進する。
- 家庭・学校・地域が一体となった「市民総ぐるみあいさつ運動」や子どもたちに積極的な「愛の声かけ」などをおして、いじめや暴力行為・刃物所持等の問題行動を見逃さず、他人の子どもでも教え諭すなど、「地域の子どもは地域で育てる」実践に努める。（公共の場でのマナー等）
- インターネットに係る影響やコミュニケーションの取り方について、子ども自ら考え、話し合う場をもつようにする。
- 学校と連携し、学校支援ボランティア事業の拡充を図り、事業の更なる充実に努める。
- 親子の心の交流を促進するため、中学生から保護者宛、また、保護者から中学生宛のメッセージを葉書で募集する「こころの言の葉」コンクールを実施し、互いの存在やその大切さについて考えさせる。

(3) 青少年の地域活動や団体活動を促進する。

〔視 点〕

青少年は、各年齢期に応じたさまざまな体験活動を、異年齢や世代間の交流活動として実施し、好ましい人間関係や思いやりの心、郷土かごしまへの愛着心等をはぐくみ、主体的に生きる力を身に付ける。

〔重点事項〕

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動をはじめ、自然体験、文化及びスポーツ活動等、青少年の各年齢期に即した調和のとれた体験活動プログラムや体験活動実践例を活用し実践する。その際、体験活動を通じた危険予知・回避能力の育成を図る。
- 世代間のふれあいや地域に関する学習、郷土芸能の伝承活動など、地域に根ざした活動を促進する。
- あいご子ども会やスポーツ少年団等のジュニアリーダーを養成し、組織の強化と活動の充実を図る。
- 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回発刊）を活用して、親子やグループでさまざまな体験活動に参加する。
- 学校は、団体活動や地域行事等に、青少年が主体的に参加するように奨励する。
- 冒険ランドいおうじまや宮川野外活動センター等の利用促進を図る。

(4) **青少年を守りはぐくむ環境づくりを促進する。**

〔視 点〕  
 学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する。

〔重点事項〕

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

- 環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高めるとともに、青少年が安全でかつ健全に育つためのよりよい環境づくりに努める。特に、地域の防犯ボランティア団体等との情報の共有化を図るなど、連携を深めた活動に努める。
- 校区等で地域の協力を得ながら子どもたちの活動場所や子どもたちとの交流活動等を設けたり、青少年健全育成大会や青少年のつどいなどを開催したりするなど、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努める。
- 街頭補導を計画的に進めるとともに、娯楽施設等への協力を依頼するなど環境浄化活動の一層の推進を図り、青少年の問題行動の未然防止・早期発見に努める。
- 児童虐待防止の啓発に努め、早期発見・対応に努める。
- 学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、携帯電話やインターネット利用の危険性やフィルタリング利用による安全対策についての指導・啓発の充実を図り、ネット犯罪被害や有害情報から青少年を守る取組を推進する。

(5) 関係機関・団体相互の緊密な連携を図る。

〔視 点〕

関係機関・団体の連絡会等を計画的に開催し、活動の共通理解と共通実践を通して青少年を健全育成する。

〔重点事項〕

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

- 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を開催し、関係機関・団体相互の理解を図りながら地域の特色を生かした活動を市民運動として促進する。
  - ・ 第15回明るく楽しい学校づくり市民大会の開催  
日 時：平成29年10月21日（土） 9：10～12：00  
会 場：市民文化ホール（第2ホール）  
参加者：800人（予定）
- 校区公民館運営審議会等で、校区内の行事調整を行い、校区青少年健全育成実行委員会活動の充実を図る。
- 関係機関・団体の広報活動を工夫し、市民に届く啓発活動に努める。
- 関係機関・団体相互の情報交換に努め、連絡体制の整備・充実を図る。
- 学警連携協定等、学校と警察をはじめとする関係機関との連携を推進する。
- 教育と福祉等が連携した支援の充実を図る。

（連絡会議等）

- ・ 鹿児島保護区保護司会
- ・ 市PTA連合会
- ・ 薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会
- ・ 鹿児島県犯罪被害者連絡協議会
- ・ 未成年喫煙防止協議会 など

(6) その他

- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間に青少年健全育成関係行事等を集中的に開催し、学校・家庭・地域社会が連携しながら、鹿児島の教育について考える気運を高める。（11月1日～11月7日までの1週間）
- 第3土曜日「青少年育成の日」は、その趣旨を踏まえ、関係機関・団体の年間計画に位置付けて実施する。（地域行事への参加）
- 第3日曜日「家庭の日」は、その趣旨を踏まえ、家族を中心とした活動をする。
- 第2土曜日「土曜授業」はその趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得て学校の教育活動を実施する。

主な施策の体系表

基本目標

心豊かで元気あふれる  
「さつまっ子」の育成

基本理念

個性豊かな人生を送るための基礎的な教養を身につけ、ふるさとをこよなく愛し、自ら学び続ける意欲を持ち、国際社会にたくましく生きていく青少年を市民みんなが協力して育成する。

主な施策

重点事項

豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上

- ア 家庭の教育力の充実
- イ 明るく健全な家庭づくり

学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と連携した諸事業の推進

青少年の地域活動や団体活動の促進

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

関係機関・団体相互の緊密な連携

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

## 平成29年度 青少年問題協議会専門委員会の設置（案）

### 1 専門委員会設置の理由

少子化や核家族化による家族構成の変化や地域の連帯意識の希薄化、貧困や価値観の多様化、家庭内でのコミュニケーションの減少など青少年を取り巻く環境が大きく、しかもスピードをもって変化し、その課題や問題が複雑化、深刻化してきている。

特に、情報化社会の中で、現代の青少年は、生まれた時からインターネットや携帯電話等のICTメディアに囲まれて育ったデジタルネイティブ世代と言われ、その影響を少なからず受けながら生活している現状にある。

ICTメディアを使用することによって、情報のやりとりや共有が瞬時に行われるなど、生活の便利さの享受することのできる環境の中、青少年の人間関係づくり（コミュニケーションづくり）の質的变化、遊びの場や体験の変化、基本的な生活習慣の乱れ等への対応に苦慮することも見られる。

また、近年問題行動を繰り返す青少年についてもそれを養育する立場にある「家庭の教育力」の著しい低下の傾向も見られるところである。

このような状況を受け、協議会での審議内容等との関連を図りながら、市青少年問題協議会条例第5条の規定に基づき専門委員会を設置し、青少年をめぐる問題の状況を探り、学校、家庭、地域が連携を図るために、どのような取組が必要なのか、調査研究を行うものとする。

### 2 専門委員（8人）

番号	氏名	役職
1	中田 眞弓	鹿児島市小学校長会代表
2	迫田 孝志	鹿児島市中学校長会代表
3	松高 全一	鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会会長
4	西原 誠司	鹿児島国際大学教授
5	坂尾 加代子	校区まちづくり協議会 福祉部長
6	田場 学	鹿児島市PTA連合会代表
7	瀧川 憲洋	公募市民
8	堤 章一	県警察本部生活安全部少年課長

### 3 審議計画

- (1) 審議のテーマ 学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進（主な施策（2））
- (2) 視点 ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか
- (3) テーマ設定の理由
  - ① 青少年の人間関係力を高めるための学校、家庭、地域の取組と連携の必要性
  - ② ネット環境が青少年に与える影響
- (4) 審議期間 平成28・29年度（年2回、計4回の専門委員会）

## 平成28年度第1回青少年問題協議会専門委員会の報告

日時：平成28年8月23日（火）10:00～11:30

場所：青年会館図書連絡室（3階）

参加者：委員（6人）、事務局（3人）

### I 協議テーマ

学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進（主な施策2）

ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか

**ネット環境の青少年に与える影響について（現状と課題）**

#### 1 携帯を持っている人と、持っていない人、その両方がいる [家・学・地]

これまで友人とのやりとりは、「学校」が終了すると、終わっていたものが、携帯の出現により、家に帰ってからも、「やりとり」が続く関係の者とそうでない者が出てきた。

また、学校以外の他者とつながる機会が増え、これまでの学校を中心とした交友関係に変化が見られ、学校や家庭が知らない交友関係が出てきている。

#### 2 言葉を簡略化している [家・学・地]

感情を整理したり、醸成したりしていく機会が失われつつある。

「キレル。」「うざい。」と発することだけで、「こと」が終わってしまう。

「関係を修復したり、関係を調整したりする」こと、感情を互いに交流させる場が避けられる可能性が出てきている。

#### 3 LINEのやりとりは、「話し言葉」である 手紙のやりとりは、「書き言葉」である [学・家]

相手の立場に立って考えたり、自分の考えを熟考したりする機会が減ってきている。

#### 4 今は、多くの情報を「取捨選択」する必要がある [学]

情報過多の中で、必要かつ重要な情報を見過ごしてしまう危険性が出てきている。情報を処理することに多くの注意が払われ、気にすべき内容には、気にも留めないで見過ごしてしまう可能性が出てきている。  
(Facebook、ツイッター等)

#### 5 親子の会話が減ってきている 親の褒める力が低下してきている [家]

本来、家庭で育まれるべき、「ほっとできる場や時間」、「自分を癒やす場や時間」が失われつつある。

「自分にはやれる自信がある。」（調査結果で日本は「低い」）こととの関連がある。

6 本来の親子の人間関係力を「猫」で取り戻そうとしている [家]

猫は、子どもと違って、「言い返し」てはこない。  
そのため、家庭によっては、親が自分の感情を猫にだけ伝え、癒やしを求めている。親子での会話や感情の直接交流ができにくい所が出てきている。  
一方的な関わりだけでは、人は育ちにくい。  
双方向である人間関係を「修復・調整する」場が減ってきている。  
また、「嫌なことと向き合える力」、「嫌なこととをもっておく力」の醸成ができにくい。

7 「便利さ」が、幸せを奪っている  
「不便さ」が、幸せをつくっている [家・地・学]

本来、「便利さ」が、時間を節約し、不必要な労力をカバーしてくれるために、「幸せ」を生み出してくれるが、必要となる適切な人間関係力においては、手間暇をかけながら、経験を重ねながら、醸成すべきものになるのではないか。

8 電話を掛けるときのエチケットを知っておく方がよい [学・家]

人と人がつながっていく際の日常モラルである。  
電話の形態が変わるにつれて、改めて学ぶ必要も出てくる内容である。

9 根っこは、家庭教育。家庭での「あいさつ」  
返事をしなくても、「し続けること」が大事 [家]

「あいさつ」が、人と人が交流をするきっかけをつくる基本的なソーシャルスキルである。  
また、あいさつを「し続ける」ことで、関係を修復したり、調整したりする力を育てていく。

10 ななめの関係である地域の方が、子どもさんのよいところを保護者に伝えて  
あげることが大事 [地]

保護者以外の第三者が本人に関心をもっていること、自分のことを肯定的に受け止めてくれることのうれしさが余計に伝わりやすくなる。

11 「個と個の関係」だけでは難しい面もあり、「社会の中で育てていく」ことが  
大事である [家・学・地]

「反抗期」は、成長の一つとして捉えられなくなっている。  
保護者が、心に余裕をもって子育てをするとともに、地域等で共に悩める機会（相談する場）をもっておくことが大切となる。  
そのため、「個と個の関係」だけでは難しい面もある。  
人は、様々な異なる価値観（社会）の中でこそ、育まれていく。



## 平成28年度第2回青少年問題協議会専門委員会の報告

日時：平成28年11月15日（火）10:00～11:30

場所：青年会館図書連絡室（3階）

参加者：委員（7人）、事務局（3人）

### I 協議テーマ

学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進（主な施策2）

ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか

**ネット世代の青少年に必要な人間関係力とは何か？**

#### 1 ネット世代の人間関係力には、4つの力がある

まず、「人間関係をつくる力」である。

他者と関係を築いていくためには、家庭や地域での「あいさつ」が大切である。そのためには、他者に関心をもち、相手のことをもっと知りたいという気持ちが必要となる。

次に、その人間関係が崩れたときに、「修復する力」が大切となる。

「ごめんなさい。」と言えることや、仲直りをして、やり直すことができる力である。

また、誰かが困っていたら、そのことに気付いて「大丈夫？」、「何かあった？」等、他者の変化や心情に気付き、二者間でうまくいかないときに、その間に入り、なだめることができる「人と人との関係を調整する力」が必要となる。

最後は、「助けを求める力」である。

これは、困った時、苦しい時に、「力になってほしい。」、「相談に乗ってほしい。」と言える力でもある。

#### 2 4つの人間関係力は単独に存在するものではなく、重なりをもっている

それぞれの人間関係力は、単独で存在するものではなく、重なりをもっている。個々の経験や環境等が、互いに影響し合っている。

#### 3 4つの人間関係力の根底にあるものが、「自分を大切にする力」である

自分の「命」を大切にすることで、他人を大切にすることにつながり、突き詰めて考えていくと、本能的に「助け」を求めることにつながっていく。

挫折があった時に、自分が大切にされていたことが、生きてくる。

自分を守ってくれる人がいる。

それが親でなくても、祖父でも、誰からでも、

「自分を守ってくれる人がいる。」ということを刷り込んでおくことが大事である。

#### 4 「死なないで」のメッセージより、「自分は愛されているんだ」のメッセージ

本人が苦しい状態である時、「生まれてきてくれてありがとう。」「どんな状況になったとしても、親は応援するから。」という言葉が重要となる。

本人に、「自分は愛されているんだ。」ということを実感することが大切であり、それをもっとも身近な人が、「分かるように伝える」ことが大切となる。

「死なないで。」というメッセージよりも、「自分は愛されているんだ。」というメッセージが伝わる大切である。

#### 5 赤ちゃんが生徒を変えていく

二つのことが重要である。

一つは、「命は大事である。」ということ。

もう一つは、自己肯定感を高めること。

これは、「自分は大事である。」ということを感じられるということである。

愛されているということを実感すれば、自分は大切であると実感できてくる。

そのようなことを実感する場面がある。

「赤ちゃんが生徒を変えていく。」

家庭において、愛されていることを実感することが大事である。

#### 6 多種多様な人と出会っていくことが大事

以前、新聞でも連載があった「つながりたい世代」の中での子どもも言っている。

「LINEが悪いんじゃない。その使い方の問題なんだ。」と。

多種多様な、いろんな人と「出会っていく。」ことが大事である。

そのためにも、相手を知る努力が必要であるし、自分も相手から知ってもらうようにすることも必要になってくる。

そこから、信頼関係が生まれ、地域とのつながりも出てくるようになる。

#### 7 人と人とのつながりは、「つながり方」の問題でもある

学校、家庭、地域で、それぞれの役目を果たして、つながっていくことが大切である。

「人はつながっていたい。」という本能がある。

人と人とのつながりは、「つながり方」の問題でもある。

100人友達がいても、いつも心が満たされないという子どもがいる。

顔も見えていない100人よりは、2、3人でも「心がつながっている。」ことが大事なことになる。

## 8 子どもは、「即、育つというわけではない」

あいご会の行事を通じて、子どもが異年齢集団の中で育んでいくことが大事となる。

子どもは、「即、育つというわけではない。」

様々な直接体験や経験、多様な人々との出会いを通じて、育っていく。

## 9 自殺の問題でも、親は、子どものことを全く知らないケースが多い

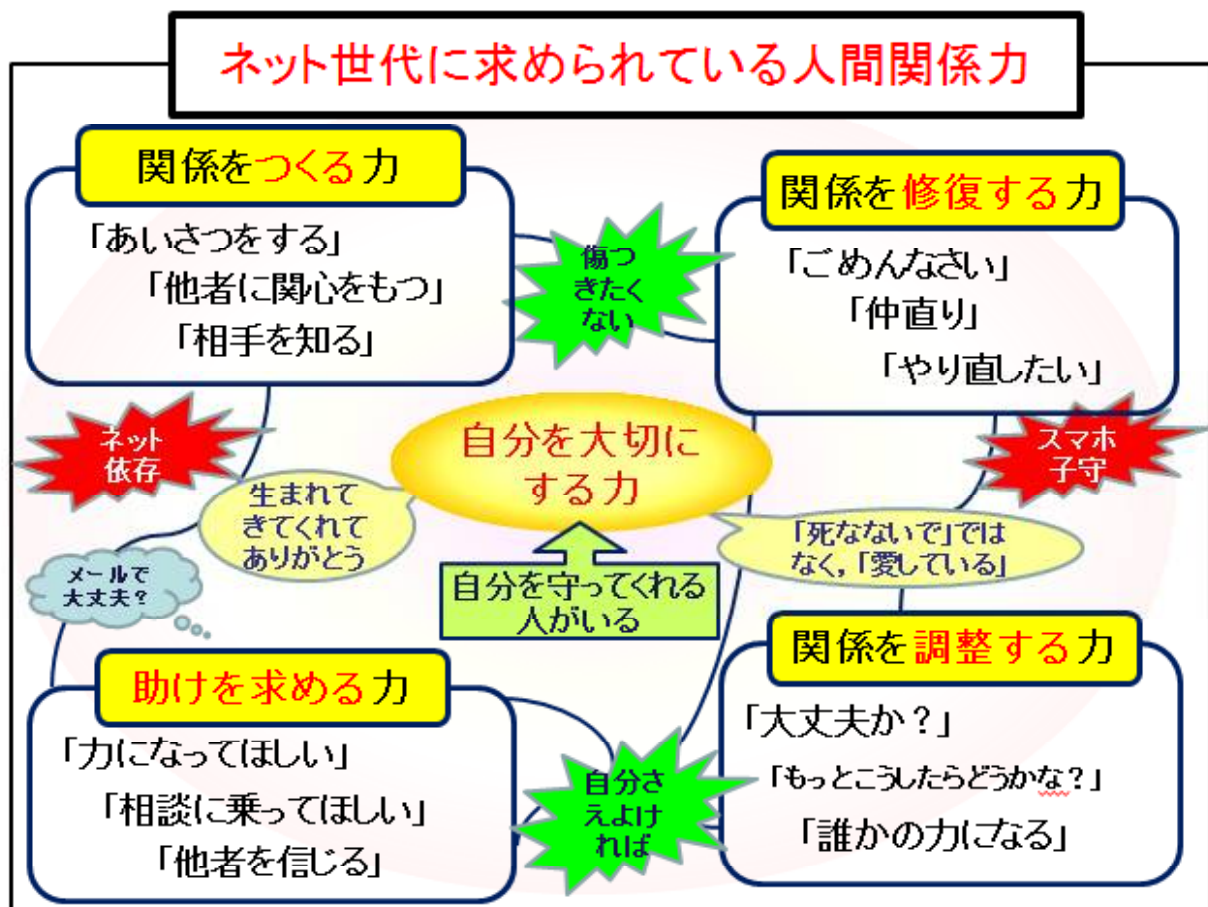
「自殺」の問題でも、親は、子どもことを全く知らないケースが多い。インターネットの被害についても、援助交際についても、子どもが何をやっているかを親は知らないケースが多い。

親自身が子どもが視聴しているネットに興味が無く、フィルタリングもしていない。

そのため、家庭の中のことを学校が分かるのは難しい面がある。

起きているこれらの問題は、家庭の経済面とは関連がない場合がある。

## 10 家族の有り様へ具体的なアプローチを社会全体で考え、支えていくシステムが必要となってきたのではないか



## 青少年問題協議会専門委員会審議テーマと視点（H14年度～）

14年度	子どもたちが「生きる力」を身につけ、明るくたくましく育っていくには大人はどのような実践活動を展開すればよいか。 ～家庭では、学校では、地域では～
15年度	『郷中教育』のよさを現代に生かした青少年教育を学校・家庭・地域でどのように推進していけばよいか。
16年度	生涯にわたって「心の支え」となるようなふるさとでの体験活動をどう展開すればよいか。 (1) 子どもの年齢期に応じた体験活動プログラム (2) 体験活動を支援する環境づくり
17年度	生涯にわたって「心の支え」となるようなふるさとでの体験活動をどう展開すればよいか。 ～体験活動を支援する環境づくりのための体験活動プログラムの作成～
18年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
19年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
20年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
21年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
22年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
23年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
24年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
25年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
26年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
27年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
28年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
29年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～

## 平成29年度 青少年問題協議会の会議計画（案）

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
平成29年5月12日（金） 11:00 ～ 12:00	幹 事 会	第1回青少年問題協議会の開催について ① 平成29年度青少年健全育成に関する主 な施策等について ② 平成29年度青少年問題協議会の会議計 画について	青年会館 会議室
平成29年6月27日（火） 13:30 ～ 15:00	協 議 会	① 平成29年度青少年健全育成に関する主 な施策等について ② 青少年問題協議会の会議計画について ③ 平成29年度の協議テーマ及びいじめ問題 について ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室
平成29年8月22日（火） 10:00 ～ 11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ③】 ○ ネット世代の青少年の人間関係力を高め るために、学校、家庭、地域はどのような 取組を行えばよいのか	青年会館 会議室
平成29年11月14日（火） 10:00 ～ 11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ④】 ○ 学校、家庭、地域の取組と連携の在り方 の広報の仕方等について	青年会館 会議室
平成30年1月18日（木） 11:00 ～ 12:00	幹 事 会	第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の会議経過について ② 青少年健全育成事業等の実施状況につ いて ③ 専門委員会の報告について	青年会館 会議室
平成30年1月31日（水） 9:30 ～ 11:00	協 議 会	① 青少年問題協議会の会議経過報告 ② 青少年健全育成事業等の実施状況報告 ③ 青少年問題協議会専門委員会報告 ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室